

「伊豆中央道」及び「修善寺道路」の料金徴収期間を変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年9月12日

静岡県道路公社理事長 矢野 弘典

1 料金徴収期間

(1) 伊豆中央道

- (旧) 供用開始の日（昭和60年4月1日）から38年間
（換算起算日〔平成5年10月3日〕から30年間）
- (新) 供用開始の日（昭和60年4月1日）から72年間
（換算起算日〔平成29年3月9日〕から40年間）

(2) 修善寺道路

- (旧) 供用開始の日（平成4年9月19日）から31年間
（換算起算日〔平成5年10月3日〕から30年間）
- (新) 供用開始の日（平成4年9月19日）から65年間
（換算起算日〔平成29年3月9日〕から40年間）

2 変更許可年月日

令和5年8月28日